

## 本人、配偶者、同籍や直系親族の方以外の第三者の方が請求する場合について

### 請求出来る方

①自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方（例えば、亡くなった兄弟姉妹の相続人となった方が、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合等）

【請求書上、明らかにする必要がある事項】

- ・権利又は義務が発生する原因となった具体的な事実
- ・権利又は義務の内容の概要
- ・権利行使又は義務履行と戸籍の記載事項の利用との具体的な関係

②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方（例えば、乙の兄の甲が、死亡した乙の遺産についての遺産分割調停の申立てを家庭裁判所にする際の添付資料として、乙が記載されている戸籍謄本を家庭裁判所に提出する必要がある場合等）

【請求書上、明らかにする必要がある事項】

- ・提出先となる国又は地方公共団体の機関の名称
- ・上記で記載した機関への戸籍謄本等の提出を必要とする具体的な理由

③その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方（例えば、成年後見人であった者が、死亡した成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すため、成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合等）

【請求書上、明らかにする必要がある事項】

- ・戸籍の記載事項を利用する具体的な目的
- ・戸籍の記載事項を利用する具体的な方法
- ・戸籍の記載事項を利用する必要があることの具体的な事由

### 上記の方が請求する場合の持ち物

- ・請求される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
  - ・必要とする方から委任されている代理人の方からの請求の場合は本人からの委任状
  - ・①～③のそれぞれの請求書上、明らかにする必要がある事項がわかる資料
- ※請求理由等が不明瞭な場合は、追加で資料の提出を求める場合があります。